

審議内容

1. 開会

事務局 会議開始の時間前ではございますが、委員の皆様がお揃いですので、ただ今より第1回城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様には大変お忙しい中、第1回城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会にご出席いただき、ありがとうございます。

まず、委員の出席状況をご報告いたします。本部会の委員総数は5名で、本日は委員全員にご出席いただいております。

城陽市上下水道事業経営審議会規程第6条3項の規定により、本日の会議が成立していることを合わせてご報告いたします。

また、本日は楠見会長にもオブザーバーとしてご出席いただいております。次に本日の資料確認をさせていただきます。

事前に会議次第、「資料番号3 水道事業の経営課題」を送付させていただいております。

本日は、お手元に「資料番号1 城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会委員名簿」、「資料番号2 城陽市上下水道部職員名簿」をお配りしております。

資料の不足はございませんでしょうか。

次に本部会の公開・非公開についてです。

本日の議題は、既にご案内のとおり「水道事業の経営課題」でございます。

今後の検討を進める上で必要な導入部分であり、水道事業の経営課題のご報告です。そのため、本日の部会は公開にて実施したいと考えております。

委員の皆様、ご意見等おありでしょうか。

《特に意見なし》

ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に部会の会議録についてですが、ご発言内容を全文筆記に近い要約で作成させていただきたいと考えております。また、会議録を正確に作成するため、会議の内容を録音させていただきますので、ご了承願います。

次に、上下水道部職員でございますが、4月1日付けの人事異動が発令され、

審議内容

職員の異動がございました。

「資料番号2 城陽市上下水道部職員名簿」に異動者については「(新)」を記しておりますのでご参照ください。

また、本会議の運営支援を委託している株式会社浜銀総合研究所、株式会社NJSも出席しております。

それでは部会長よろしく申し上げます。

部会長 委員の皆様おはようございます。部会長を務めさせていただく太田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

審議会では発言の機会がなかったのですが、私は、京都市上下水道サービス協会の理事長をしております。

また、以前は京都市上下水道局に勤務しており、上下水道事業の財政につきましても経験をさせていただきました。

そのような関係で審議会委員、部会長を務めさせていただくこととなりました。皆様、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、第1回城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会を開催させていただきます。

本部会は、新水道ビジョンを実効あるものとするため、財政面の議論を専門的な見地から実施するために設置されたものでございます。

よろしく申し上げます。

次第に則り、会議を進めさせていただきます。

最初に城陽市副市長からご挨拶をお願いいたします。

《今西副市長あいさつ》

部会長 ありがとうございます。

次第に沿って進行させていただきます。最初の議題である「財政検討部会について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 財政検討部会について、ご説明させていただきます。

財政検討部会は、「新水道ビジョンを実効あるものとするため、事業実施の裏付けとなる財政面についての議論をより専門的に行うため」設置されたもの

審議内容

でございます。

部会につきましては、審議会において選任されました、太田副会長を部会長、清水委員を副部会長とし、池田委員、生駒委員、坂東委員の5名で構成し、楠見会長は、審議会会長として審議の状況を見守るオブザーバーとしてご参加いただき、本日が初めての会議となります。

会議につきましては、本日を含め全4回を予定しております。

会議の時期及び審議内容につきましては、第1回目は、本日4月3日に「水道事業の経営課題について」、第2回目は、7月下旬頃に「経営課題を踏まえた、料金水準のあり方について」、第3回目は、8月下旬頃に「料金体系のあり方について」、「第1回、第2回の部会での審議内容を踏まえ、審議会本体へ審議状況を報告するための中間報告書のとりまとめ」、第4回目は、10月上旬頃に「審議会本体での意見を踏まえ、部会としての最終報告書のとりまとめ」を行うこととしております。

会議の回数については、4回と設定しておりますが、これを上限としているわけではありません。

より良い審議をするためにも、必要に応じて開催したいと考えております。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

財政検討部会運営について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。都合4回の開催を予定しているということです。

《特に意見なし》

それでは次の議題である「水道事業の経営課題について」、事務局から説明をお願いします。

《事務局より「資料番号3 水道事業の経営課題について」に基づき説明》

部会長 民間企業の考え方と公営企業の考え方では、会計制度面等で異なる点もあります。

委員の皆様、ご意見・ご質問等あればお願いいたします。

審議内容

委員 企業債残高は今後、減少していくとありますが、収入面、運転資金面からは実現不可能ということになっています。

この企業債残高が徐々に減っていくという推計の前提条件を教えてください。

事務局 企業債残高については、他団体と比較して高い水準にあります。

また、他団体が減少傾向に対して増加傾向にあります。企業債残高の増加は、将来の方の負担が増すことになるため、私どもとしては、企業債残高を減少させる必要があると考えています。

新水道ビジョンにおいても、企業債発行について言及しております。

そのため、今回の財政推計は、企業債の発行額を建設改良費の3分の1とすることを前提にした場合、どの程度企業債残高が減少するかをみるために試算したものです。

企業債をどのように管理していくかは今後の検討課題となりますが、今回はこのような前提条件での試算結果をお示しさせていただきました。

委員 この推計における企業債残高を達成するためには、別の返済原資が必要という理解でよいでしょうか。

部会長 財政推計の説明の仕方だと思います。

「資料番号3 水道事業の経営問題」の15頁の「公営企業会計の仕組み」にあるとおり、建設改良事業を行う場合、公営企業では基本的に資金は企業債での調達となります。

公営企業では企業債を投資額の最大100%発行して設備投資を行うことが認められています。

そのため、公営企業会計は借入金依存の仕組みとなっていますが、他団体の企業債残高は城陽市より低く、低下傾向になっており、借入金依存から脱却しつつある団体が出てきています。

今回、城陽市は、耐震化等の多額の設備投資が必要な中で、それを借入金で賄うと企業債残高が増加してしまうことを懸念しており、企業債残高を減らしていくため、企業債の発行額を投資額3分の1とすることを前提条件にしてい

審議内容

ます。

ただ、そうすると残りの3分の2は補てん財源を充てることとなりますが、ある時点から補てん財源、すなわち運転資金が不足してしまう、という推計と捉えています。

この辺りは公営企業会計の仕組みの難しいところと思います。

企業債を増やす方法もありますが、大前提として、城陽市は企業債残高を縮小するという方向であり、その中で設備投資資金を確保する必要があるため、その資金をどこに求めるか考える必要があります。

この推計は、耐震化等の設備投資をしながら企業債残高を減少させることは難しく、資金不足を別の財源で補てんする必要があり、公営企業の場合はそれが料金になる、ということを示したものと捉えています。今後の企業債の発行額については、今後の議論になると考えています。

整理しますと、この推計は、設備投資の財源をいつまでも借入金に頼っていると、企業債残高を縮小することができないということだと考えています。

委員 いくつか基本的な点をご確認させていただきます。

まず、人口推計や給水収益は減少傾向にある一方、費用は増加傾向であることから、いつのポイントで最大どの程度料金を上げる必要があるのか教えていただきたいです。

この推計結果からは、料金を永遠に上げ続けなければならないように見受けられました。

また、企業債残高が高いという状況において、これを減らすためには単年度利益のみならず、これまで発行した企業債の返済も料金で賄わなければならないのでしょうか。

それに伴って、耐震化等の設備投資がいつまで必要なのか、一定時点で終了するのかといった点も気になります。

どこまでの期間を考慮するかという問題もあるとは思いますが、耐震化のために料金を上げるといっても限界はあると思いますので、ある程度企業債も発行していかなければならないと思います。

審議内容

部 会 長 水道施設の減価償却の耐用年数は水道管で40年であり、その期間で減価償却することにより、企業内に資金を留保して、施設を更新していくことが基本となります。

公営企業会計の仕組みは、借入金の返済や設備投資の財源として、企業債のほか補てん財源を充てますが、この補てん財源とは、減価償却費や当年度純利益により企業内に留保されたものです。

当初整備時においては、設備投資の効果が将来にわたって生じるため、世代間の負担の公平の観点から、財源は企業債で賄われます。

更新投資も将来に効果がわたりますが、当初整備時よりも現世代の受ける効果が大きいです。

よって、これまで投資財源を企業債で賄うことで借入金の依存体質になってきた経緯もあり、今後の更新投資と借入金の返済については、現世代にもう少し負担していただき、世代間負担を公平化していくことが必要と考えられています。

これは国においてもそのような方向性を示しております。

委 員 部会長がおっしゃることは分かります。ただ、最大でどの程度料金を上げる必要があるのか教えていただきたいです。

全国一高い料金が基準になるというのも1つの答えだと思いますし、仮に全国一高い料金にしたら財政が回るのかといったことが知りたいです。

また、一般論になりますが、給水収益の減少が見込まれる中では、費用削減も必要となると考えます。

今後の技術革新等による原価見直しがあるのかはわかりませんが、市民が負担できる限界はあると思います。

そういった点を含めて、今後の料金のイメージはあるのでしょうか。

部 会 長 全国において市町村単位で水道事業は経営されています。

どのような水源になっているか、どの時期から供用開始したかによって原価が大きく変わり、料金にも格差が生じてしまいます。

昭和の時代は、物価上昇率も高く、それに合わせて原価も上がるため、料金

審議内容

も改定していかなければならない状況でしたが、全国的には、現在のところ物価水準は落ち着いています。また、低金利で支払利息も抑えられる状況であり、整備の時代に比べれば、現行料金で安定して経営できる時代ではないかと思えます。

このような時代において城陽市の場合、今後も耐震化等の設備投資が必要であるとともに、その負担をどうするかが大きな課題だと思います。

京都府営水道の受水市町の場合、料金の問題は受水費の改定により大きく影響を受けますが、城陽市は、受水市町の中では比較的自己水源の割合が高く、受水費の影響は少ないと考えられます。

日常的な運営を続ける限り、いつまでも値上げをしていかなければならないとは思えません。

委員 宇治市とはだいぶ料金も異なるようです。

宇治市は城陽市よりだいぶ高いようですが、企業債も減らすためには宇治市並みの料金にすれば回っていくということでしょうか。

目安でよいので教えてください。

事務局 料金の設定については、部会長からのお話のとおり、各市町で原価が異なりますので、適正な料金水準も異なります。また、水源が地下水か河川かによって浄水過程に必要な施設や費用も変わってきます。

水質が良ければ料金は低くなりますし、水質が悪ければ高くなります。

そのため、どの団体の料金が基準になるということはい言難いということになります。

お隣の宇治市の料金に比べてどうなのかということが気になるのは、そのとおりだと思いますし、宇治市のほうが料金は高いので、宇治市の料金を上限とするという考え方もあるかと思えます。

しかし、私どもでは、先ほど水道料金の決定原則についてご説明したとおり、公正妥当な原価に基づく適正な料金を試算した中で決定したいと考えております。

その結果が宇治市より高くなるか、低くなるのかは現時点では申し上げられ

審議内容

ませんが、今後、前提条件を整理し、適正な料金水準を検討し、決定していきたいと考えています。

委員 先ほどのご説明の中で平成37年度には正味運転資金残高がマイナスになるとありましたので、それでは水道事業が成り立たない、財政が回らない（事業が継続できない）ということですので、それは避けなければならないと考えています。

そのため、どの程度の改定をすればよいのかという目安があれば教えていただきたいということで質問した次第です。

部会長 城陽市は、近隣団体に比べて供用開始や整備が早いのではないかと思います。

また、近隣団体とは自己水源と受水水源の割合が異なり、受水費も異なるため、原価の構成は同じにはなりませんし、料金も同じにはならないということです。

現在の料金改定の主な理由は、耐震化や更新財源の確保となっています。

ただ、これまでのようにその財源を企業債に依存することで、負担を将来世代に先送りするのはまずいので、現世代の方にも一定の負担をお願いして、後世代との負担の公平化を図るという考え方が必要ではないかと思います。

昭和の時代の料金改定理由は、費用増大による赤字決算を回避するというものでしたが、現在はなるべく企業債に頼らずに自己資金で投資できるような料金を確保しようとするもので、これは国の目指す方向でもあります。

関東地方の一部の事業者では、投資に対する企業債発行額をわずかにして、ほとんどを自己資金で耐震化を行い、料金改定をしない団体も存在します。

そのような方向が目指すべき方向かもしれません。

委員 目指すべき企業債残高が決まれば、残りの不足額は料金で賄うことになり、料金改定率も決まってくると考えますが、その理解でよいでしょうか。

部会長 そうだと思います。ただ、それを1回の改定で解決することは難しいとすれば、段階的に進んでいくというのが次善の方法となります。

一部の団体でも、そのような対応策を取っているところもあります。

審議内容

一方でそのような課題を抱え続けたままの団体もあるようです。

委員 目指すべき企業債残高の目標の目安はイメージできているのですか。

部会長 それは今後、試算していくことになります。

管理者職務代理者 料金の関係は、皆様が気になる点であることは認識しております。

委員のおっしゃるように日本一高い料金水準にすれば、企業債発行額も決まってくるといった考え方もあると思います。

ただし、適正な料金については、部会長もおっしゃるとおり、各団体で原価が異なるため、各団体にとって適正な料金があるということになります。

日本一高い、低い料金が不公正かという点、そうではなく、原価に応じて公正なのだと思います。

城陽市における適正な料金を考えるにあたっては、企業債残高のあり方をどのようにしていくのか、世代間の負担の公平化を重点においています。

部会長のおっしゃるとおり、企業債発行額の限度を決めることは、適正な料金を検討する要点と思っています。

今後、色々な財政推計をしていく中で、適正な料金が決まってくるものと考えております。

委員 今後、検討していく方向性がわからなかったため、いくつかご質問させていただきました。

部会長 財政推計において、企業債の発行額を建設改良費の3分の2や100%にすれば運転資金不足額は変動し、料金に与える影響も変わります。

いくつかの財政推計を見た上で議論を進めることが必要と考えます。

次回以降、複数の財政推計をお示しいただき、どの程度の料金水準が妥当かということ議論していきたいと思っております。

委員 次回に料金改定水準の議論をするということで理解をいたしました。

委員 昨日、雑誌で日本の水道料金は6割アップという記事を見ました。

2014年度において全国で1,348ある水道事業の年間設備更新率は0.7%くらいで、すべての更新に130年くらいかかるということで、これまで審議会でも議論してきた話と同じことだと思われ、興味深く読みました。

審議内容

その記事の中には、その対応策もいくつか記載がありましたが、全国的には進んでいないようであり、料金アップにならざるを得ないように感じました。

ただし、海外における民営化の事例なども紹介されていました。

詳しくは書いておりませんでしたので、今後の部会では、民間活用など対応策に関する資料提供をいただきたいと思います。

また、水道料金体系は用途別と口径別があるということですが、各市町が口径別と用途別を選択する基準のようなものはあるのでしょうか。

工場が多ければ用途別を選ぶといったような、口径別と用途別を選ぶ基準のようなものがあれば教えていただきたいと思います。

事務局 用途別は、家庭用、工場用など目的・用途に応じて料金が決まる体系であり、口径別は、水量に応じて料金が決まる体系であり、使った分だけ料金を払う体系です。

全国的には、供用開始当初は用途別が主だったと思いますが、先ほどご説明させていただいたとおり、用途別から口径別への移行が増えております。

城陽市は水道事業創設当初から口径別の料金体系を採用しております。

委員 宇治市、久御山町は用途別となっておりますので、この2市町は企業数が多い団体だと思っておりましたので、ご質問させていただきました。

部会長 歴史的に見ると、全国において当初は用途別で始まっています。

当初は、家庭用は低廉にし、その他の用途は高めに設定する傾向であったと思います。

用途別だった団体がそのまま用途別が継続している団体もありますが、これは用途別から口径別に移行すると、料金が大きく変わる場合があり、これを避けてきたということもあると思います。

口径別から用途別に移行することは無いと思います。近年は口径別に移行する団体も増えており、現在に至っています。

また、口径別の基本料金については、管の太さに応じて、その設備投資額が変わるために設定されるものです。もう1つ従量料金の逡増度については、従量単価が使用水量によって大きく差がつくという仕組みですが、これは、昭和

審議内容

の時代、水不足の時代に節水を促すために設定された仕組みです。

ところが、現在は水余りとなっておりますので、見直しが必要とされている部分です。口径別で逓増度なしというのが1つの理想系と思いますが、実現はなかなか難しいので、段階的にそれを目指していこうとする考え方が主流になってきています。

副部長 部長からもご意見がありましたが、企業債をどうしていくかは重要な論点と考えています。

昭和の時代、当初普及時には原資がないため、企業債を発行しました。本当は、その後は減価償却をして、内部留保資金を貯めて更新費用を賄わなければならなかったけれども、将来の割引率や物価金利変動に耐えられないといった事情もあり、自転車操業のように企業債発行を続けることが繰り返されてきました。また、料金も抑制されてきており、その時の利用者は、その恩恵を受けてきたということになります。

このままでよいのかという議論はあります。

今後、城陽市においては、企業債残高を減らしていかなければならないという話が出ておりましたが、このような話は城陽市だけでなく日本全体で必要になっていると考えています。

もう一つ、従量料金の逓増制については、次回以降の検討事項となりますが、昭和の節水時代から現在は水余りの時代と言われております。

ただ、本来の水道の役割は何なのか考えなければならないと思います。

福祉水道ではいけないと思いますが、ライフラインという意味では家庭用の少量の料金に対する配慮は必要だと考えます。

一方で、水道事業においては、総括原価方式で独立採算制を維持することが必要なため、少量利用者の料金を安くした分を企業など生産活動用の多量水量利用者が応分の負担をするというのが逓増制が採用されてきたもう一つの理由であります。ただ、今後、逓増制と逓増度については検討が必要と考えます。

本日の論点に関して着地点を探る上では長期的な見方が必要であり、資料で示している財政推計は、新水道ビジョンの期間を含む平成45年度までとなっ

審議内容

ています。

新水道ビジョン期間中の財政を検討することが目的なのでこれでも良いのですが、本来、水道施設の耐用年数が40年であることを考えれば、粗々の数字で構わないので、あと20年程度延長した更新計画を考慮した財政推計を作成し、内部留保資金のあり方について検討しながら、戦略的に企業債や料金、内部留保のあり方の着地点を検討することが必要と考えます。

部会長 他にいかがでしょうか。

委員 城陽市の水道については、資料からは、比較的、家庭用・個人の料金は低く、原価は最も低いという状況において、結果的に企業債残高が増大していますので、料金改定もやむを得ない時期に来ていると考えています。

そこで、近隣で改定した4団体について、どのような状況になったために改定に踏み切ったのか、また、どれくらいの改定幅といったことが分かれば、参考になると考えています。

城陽市より余裕がある状況で改定したのか、城陽市より厳しい状況で改定したのかといったことが知りたいです。

次回でよいので、そのような情報提供をしていただきたいです。

委員 本日の議論に関して、比較検討できる複数の財政推計を提供していただきたいです。

会長 近隣団体との比較に意味はあると思います。

加えるならば、城陽市の水道が近隣団体と異なっている点は、自己水源の割合が85%と高く、この構造が近隣団体とは異なります。

おそらく近隣団体の自己水源の割合は30%程度だったと思います。

城陽市と類似した自己水源の割合の全国の市町の前価の構造が知りたいので、可能であれば今後、調べていただき、資料提供をお願いしたいと思っています。

自己水源をどれだけあるかによって、将来にわたる更新等の投資内容も若干異なってくると考えています。

部会長 他にはよろしいでしょうか。

審議内容

《特に意見なし》

部会長 それでは、本日の議論はここまでとし、内容について整理させていただきます。

城陽市の水道事業においては、給水収益の減少、耐震化の必要性、企業債残高の増加が主な経営課題となっており、今後も現行料金が継続する場合、平成37年度には正味運転資金残高がマイナス、平成38年度には当期純利益が赤字になり、経営の持続は困難になるということ。

持続的な経営や負担の公平性を確保するためには、企業債残高の減少、現世代と将来世代の負担の適正化が必要であり、そのためには料金適正化が必要ということ。

正味運転資金のマイナスや当期純利益の赤字を避けるだけでなく、あるべき料金水準及び料金体系の検討をする必要がある。

ということであったと思います。

次回の部会では適正な料金水準について議論をする予定となっておりますが、議論に当たっては、委員の皆様から、いくつか財政推計が求められるとともに、近隣団体の改定理由等の情報、類似する受水団体の原価構造などの資料要請がありましたので、事務局において資料の準備をお願いします。

その他の事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 次回日程でございますが、7月上旬を予定させていただいております。

私どもの都合で申し訳ありませんが、決算事務等の作業があることから、この時期とさせていただきます。

若干、先の開催になりますので、日程等につきましては、部会長と調整をさせていただきます、皆様にご連絡を差し上げたいと考えております。

よろしくをお願いします。

部会長 本日の部会は公開とさせていただきましたが、今後、議論をするに当たりまして、財政推計等、内容が機微に触れる論点が議題となります。

私は、過去に他団体において同様の審議会の委員をしておりましたが、各委員の皆様のお立場があり、公開では自由に意見が言いにくいことがござい

審議内容

た。

他団体の審議会では、日程に余裕があれば別途非公開の勉強会を設けて、各委員に自由ご発言していただき、その結果を経て公開の会議を開催するという方法をとっておりました。

そのため、本部会においては、非公開にして十分な議論をしていきたいというのが私の考えです。

また、議事録の作成につきましても要点のみとして、皆様から自由にご意見を十分出していただける環境としたいと考えています。

皆様いかがでしょうか。

《特に意見なし》

それでは、次回以降は非公開とさせていただきます。

本日の議事は以上で終了いたしました。事務局にお戻しします。

事務局 部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会を散会いたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。